

※報告・協議４及び報告・協議５は、成案になる前の内部検討のため、非公開で審議しましたが、今年度の採択基本方針において、議事録を作成したときは、採択後、遅滞なく公表すると定めたことから、併せて公表するものです。

報告・協議４ 令和８年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

篠田教育長： それでは、続きまして、報告・協議４、令和８年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、松尾義務教育指導課長、説明をお願いします。

松尾義務教育指導課長： 令和８年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、資料「令和８年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している県立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書及び一般図書の選定状況について」を基に御説明いたします。

今年度、これまで３回の教科用図書選定審議会を行いまして、審議を重ねて参りました。その選定状況について、特別支援教育課長から御説明いたします。

林特別支援教育課長： 失礼いたします。資料の１ページを御覧ください。文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書、いわゆる星本と呼ばれる教科用図書につきましては、表の丸印でお示ししておりますとおり、障害の状態が重い児童生徒が在籍している全ての県立特別支援学校の小学部及び中学部において選定しております。その隣に、一般図書の学校ごとの選定数をお示ししております。

資料の２ページには、一般図書の使用について、３ページには、一般図書の調査研究について、教科書選定の観点及び調査研究の視点をお示ししております。このような観点、視点で調査研究を行い、児童生徒の実態に応じた一般図書を選定しております。

４ページ以降に、各校が選定した一般図書を表にまとめております。小学部は４ページから、中学部は１１ページからとなっております。

資料とびまして、１６ページからは、各県立特別支援学校から提出のあった教科用図書選定理由書について、障害種ごとに一部抜粋したものを掲載しております。

選定状況については、資料戻りまして、１ページにお示ししておりますとおり、小学部では合計２０５点、中学部では１７９点の一般図書を選定しております。

本日いただきました御意見を踏まえ、８月３１日までに教育長が決裁し、採択が決定いたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、又は御意見がありましたらお願いいたします。なお、審議時間長くなっていますので、その点も御配慮いただけたら幸いです。よろしくお願いします。

志々田委員： 先生方が使いやすい、教材研究がしっかりできた書籍、特に一般図書については、しっかり見て、毎年見てくださっているの、大丈夫だろうと思うんですけども、これって、通常、教科書の場合は、教科書会社に選定をして、発注をかけて、教科書会社から直接納品される。こういう一般図書については、やっぱり学校から、教育委員会が出版社に言って、出版社から直接納入されるという形になる。人数にもよると思うんですけど、そういう形になるのでしょうか。

林特別支援教育課長： 一般図書につきましては、まずは、発行者において、次年度、必要な冊数が確保できるかということが大事な観点になります。そういったことを書店と連携いたしまして、教科書を決定していくということになります。そして、納入については、直接書店とのやり取りとなろうと思っております。以上です。

志々田委員： 恐らく書籍離れみたいなものがあって、出版業界も大変なんだろうと思うので、連携をして、しっかり子供たちの手元に届くように御配慮いただければと思います。以上です。

篠田教育長： 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議５ 令和８年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議５、令和８年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について、続いて、林特別支援教育課長、御説明をお願いします。

します。小野高校教育指導課長、お願いします。

小野高校教育指導課長： それでは、報告・協議 5、令和 8 年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について御説明をいたします。

資料の 1 ページを御覧ください。まず、本年度の採択日程についてでございます。4 月の教育委員会会議において、令和 8 年度に使用する教科用図書の採択基本方針を決定していただきました。この方針に基づきまして、教育委員会事務局において、学習指導要領に対応した教科書の選定方針を示した教科用図書選定資料を作成し、各県立高等学校において、この選定資料を参考に教科書の調査研究及び選定作業を進めて参りました。

資料 2 ページを御覧ください。各県立高等学校における教科書の選定作業は、公正確保を保つため、1、2 にお示ししておりますように、管理職、教務主任等により構成された教科書選定会議等を開催して行っております。また、3 にお示ししておりますとおり、PTA などから意見を聞くなどの取組を全ての学校において行っております。

続きまして、3 ページを御覧ください。事務局が行っております点検、指導について御説明をいたします。大きく 2 点について現在、点検、そして指導を行っております。

まず、(1) の教育課程と選定教科書との整合性については、各県立高等学校が提出した教育課程と選定理由書とを照合し、教育課程と教科書にそごが生じていないか、整合性を確認しているところです。

次に、(2) の採択申請された教科書の妥当性及び選定理由書に示された選定理由の妥当性については、十分に教科書の調査研究が行われたかを選定理由書により確認し、不明な点は聞き取りを行っており、全ての学校で複数の教科書を比較しながら調査研究が行われていることを確認しております。

今後の予定につきましては、8 月末に教育委員会において教科書採択を行い、9 月上旬の教育委員会会議において採択結果を御報告させていただく予定としております。

次に、県立特別支援学校高等部の選定状況について御説明いたします。

特別支援学校におきましても、採択基本方針に基づきまして、各校において適正かつ公正な教科用図書選定を行うよう、5 月 22 日に実施いたしました教務主任研修で、教科書の調査研究及び選定上の留意事項等について指導したところでございます。

資料 4 ページには、選定に当たっての障害種別の五つの観点をお示ししております。

なお、高等学校に準ずる教育課程を編成している学校では、高等学校と同様に教科用図書選定資料を参考に、知的障害特別支援学校の教育課程を編成している学校においては、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書選定資料を参考にいたしました。

次に、資料 5 ページを御覧ください。令和 8 年度に県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の選定状況についてまとめたものでございます。右半分でございます一般図書につきましては、6 ページ以降に各校が選定した図書を表にまとめております。7 月 29 日までに各校から提出された選定理由書等の点検を行いまして、適正に選定されていることを確認いたしました。

説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 毎年の手順に基づき、しっかり選定していかれることだと思うんですけど、一つ、やはり一般図書なんですけれども、この高等部の一般図書ということは、保護者が購入するということになるんでしょうか。

林特別支援教育課長： 保護者の方が購入するというような手続になります。

志々田委員： その際に、もちろん高いものから安いものまでであると思うんですけども、そうした経済的な部分というの、もちろんいい方を使うにこしたことはないんですけども、やっぱりそうした高いものとかということにはなっていないように、そういった観点も配慮されるんでしょうか。

林特別支援教育課長： 価格については、一般図書につきましては、本当に高いものから、幅広くございます。学校のほうでは、できるだけ負担にならないようにというふうには考えておりますが、それでもやはり生徒にとっていいものを選ぶに当たっては、どうしても高価格になるものもございます。その場合、特別支援学校においては、就学奨励費という仕組みがございまして、御家庭の経済状況による支弁段階はあるのですが、教科書の負担も軽くするような仕組みというものがございます。そちらのほうで適正に皆さんのところへよい本が届くというようなことになっております。

志々田委員： 安心しました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。

(15:33)